

各位

会社名 株式会社ダイオーズ
代表者 代表取締役社長大久保洋
(コード番号：4653 東証プライム)
問合せ先 執行役員管理本部長稲垣賢一
(TEL：03-5220-1122)
(E-mail：k.inagaki@daiohs.co.jp)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更等の承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年11月18日に公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」（以下「2022年11月18日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更等に係る議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、第1号議案「株式併合の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」として付議し、また、取締役2名の選任に係る議案を本臨時株主総会に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2023年1月19日までの間、整理銘柄に指定された後、2023年1月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

2022年11月18日付当社プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、479,963株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

13,438,961 株

(注) 2022年11月18日付の当社プレスリリース「自己株式の消却に関するお知らせ」(以下「本自己株式消却プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、当社は、2022年11月18日付けの取締役会決議において、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2023年1月23日付けで自己株式153株を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

13,438,989 株

(注) 本自己株式消却プレスリリースに記載のとおり、当社は、2022年11月18日付けの取締役会決議において、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2023年1月23日付けで自己株式153株を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

28 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

80 株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社ボイジャー(以下「公開買付者」といいます。)、株式会社ダイオーエンタープライズ(以下「ダイオーエンタープライズ」といいます。)及び大久保真一氏以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定通り得られた場合は、株主の皆様の保有する当社株式の数に、公開買付者が2022年9月2日から2022年10月18日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式に係る買付け等の価格と同額である1,500円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案(定款一部変更の件)

当社は以下の内容の当社定款一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は80株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は28株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ さらに、当社が2022年9月1日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「4.本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「（1）本MBO覚書」の「②本公開買付け後の当社の経営等に関する事項」においてお知らせしましたとおり、インテグラル株式会社、インテグラル4号投資事業有限責任組合、Innovation Alpha IV L.P.、Innovation Delta IV L.P.（以下「インテグラルグループ」と総称します。）、ダイオーエンタープライズ、大久保真一氏、大久保洋氏及び小菅悠亮氏の間で、2022年8月31日付で締結されたMBO覚書（以下「本MBO覚書」といいます。）に基づき、定款第19条（員数）に定める当社の取締役の員数を10名以内とする旨の定款変更を行うものであります。

なお、当該定款一部変更の内容は、2022年11月18日付当社プレスリリースをご参照ください。また、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2023年1月24日に効力が発生する予定です。

3. 第3号議案（取締役2名選任の件）

経営体制の強化を図るため社外取締役2名を増員することとし、本MBO覚書に基づき、インテグラルグループの指名する社外取締役2名（後藤英恒氏及び柴田智久氏）の選任をお願いしたものであり、原案通り承認可決されました。

4. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2022年12月19日
整理銘柄指定日	2022年12月19日（予定）
最終売買日	2023年1月19日（予定）
上場廃止日	2023年1月20日（予定）
本株式併合の効力発生日	2023年1月24日（予定）

5. その他

上記の通り、当社株式は2023年1月20日をもって上場廃止となる予定ですが、2022年11月14日に公表した「過年度の有価証券報告書及び四半期報告書に係る訂正報告書の提出状況に関するお知らせ」においてお知らせした、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書の提出については、上場廃止となる日まで提出することを目指し、現在取組みを進めております。詳細については、確定次第別途開示いたします。

以上